

# 地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員給与規程

制定 令和4年7月1日付 R04 病総総人第6号

改正 令和4年9月30日付 R04 病総総人第706号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則（以下「病院職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、病院職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、病院職員就業規則で使用する用語の例による。

(給与の種類)

第3条 病院職員の給与は、報酬、手当及び賞与とする。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

3 報酬は、病院職員の正規の勤務時間（病院職員就業規則第7条の規定により定められた勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬とする。

4 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、緊急時呼出待機手当、資格手当及び看護職員処遇改善手当とする。

(重複給与支給の禁止)

第4条 病院職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与期間)

第5条 給与期間は、月の初日から末日までとする。

(給与の支払)

第6条 地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員給与規程（以下「法人職員給与規程」という。）第7条の規定は、病院職員について準用する。この場合において、同条第1項から第3項まで及び第8項中「給料月額」とあるのは「報酬」と、同条第2項中「住居手当、職務手当、人材確保手当、調整額及び調整手当」とあるのは「住居手当及び看護職員処遇改善手当」と、同条第3項中「休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当」とあるのは「夜勤手当、宿日直手当」と、同条第6項から第9項までの規定中「法人

職員」とあるのは「病院職員」と、同条第8項中「前条第4項に規定する日割計算の方法」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員給与規程第7条に規定する時間額（日額で報酬の額が定められている病院職員にあっては、同条第4項の規定により換算した後の時間額）」と、同条第9項中「休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」とあるのは「夜勤手当及び宿日直手当」と読み替えるものとする。

## 第2章 報酬

(報酬の額)

第7条 病院職員に対する報酬の額は、職ごとに、時間額（レジデントその他理事長が別に定める職にあっては日額）で理事長が別に定める。

2 理事長は、前項の規定により報酬の額を定める場合には、当該職の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、法人職員の給与との均衡を考慮するものとする。

3 高い専門性、地位等を有する病院職員に対しては、理事長が別に定めるところにより、当該専門性、地位等に応じ算定した額を、第1項の報酬の額に加算することができる。

4 日額で報酬の額が定められる病院職員（以下「日額病院職員」という。）について、日額を時間額に換算する方法は、日額を1日当たりの所定勤務時間数で除した額とする。この場合において、1円未満の端数が発生するときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときはこれを切り捨てるものとする。

5 病院職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第1項の時間額（日額病院職員にあっては、前項に規定する方法により日額を時間額に換算した後の額）（第3項の規定による加算を行った場合にあっては、当該加算後の額とする。）に、次の各号に定める手当の額のそれぞれに12を乗じて得た額を、理事長が別に定める年間の勤務時間で除して得た額を加えた額とする。

一 資格手当

二 看護職員処遇改善手当

三 特殊勤務手当（理事長が別に定めるものに限る。）

6 前5項に規定するもののほか、病院職員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第3章 手当

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族（法人職員給与規程第17条第2項に規定するものをいう。）のある病院職員のうち、次に掲げるものに対して支給する。

一 レジデント

二 無期転換職員のうち、1週間当たりの勤務時間が28時間以上のもの

2 法人職員給与規程第17条第3項及び第4項、第18条から第20条までの規定は、前項

の規定により扶養手当の支給を受け、又は受けようとする病院職員について準用する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。以下同じ。）である病院職員であつて前条第1項各号に掲げるもの（職員住宅等に居住する病院職員を除く。）のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているものに支給する。

2 法人職員給与規程第21条第2項及び第3項、第22条から第25条までの規定は、前項の規定により住居手当の支給を受け、又は受けようとする病院職員について準用する。

(通勤手当)

第10条 1週間当たりの勤務時間が28時間以上又は1週間当たりの所定の勤務日数が4日以上である病院職員の通勤手当については、法人職員給与規程第26条の規定を準用する。

2 前項に規定する者以外の病院職員（以下この条において「短時間病院職員」という。）の通勤手当については、1か月を単位として支給を行うものとし、その額は、1日当たりの通勤手当の額に当該月の実際の勤務日数を乗じて得た額とする。

3 前項の1日当たりの通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、算定において1円未満の端数を生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一 次号及び第3号に掲げる者以外の短時間病院職員 月の所定の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃等（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のもののうち、最も低廉となる額の総額をいう。第3号において同じ。）を月の勤務日数で除して算定した額

二 通勤のため交通の用具を使用する短時間病院職員（次号に掲げるものを除く。） 法人職員給与規程第26条第4項第2号の規定の例により算定した1月当たりの額を21日で除して算定した額

三 通勤のため交通機関等と交通の用具を併用する短時間病院職員 交通機関等（交通機関又は有料の道路をいう。）における最も低廉となる運賃等を月の勤務日数で除して算定した額及び前号の規定により算定される額に基づき、法人職員給与規程第26条第4項第3号の規定の例により算定した額

4 前項の規定により算定する1日当たりの通勤手当の額の限度は、2,600円とする。

5 法人職員給与規程第27条から第30条までの規定は、病院職員について準用する。

(特殊勤務手当)

第 11 条 病院職員の特殊勤務手当については、法人職員給与規程第 31 条の規定を準用する。

(超過勤務手当)

第 12 条 病院職員の超過勤務手当については、法人職員給与規程第 32 条（同条第 4 項、第 5 項各号及び第 6 項各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 6 項中「法人職員」とあるのは「病院職員」と、同条第 2 項中「第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員給与規程（以下この条において「給与規程」という。）第 7 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額」と、同条第 2 項第 1 号中「週休日及び就業規則第 23 条第 2 項に規定する休日（同規則第 33 条の規定により振り替えたことにより休日となった日及び同規則第 34 条の規定により指定された代休日を含む。以下「休日等」という。）（次条ただし書の規定により休日給を支給しないとされる日を除く。）」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則（以下この条において「病院職員就業規則」という。）第 8 条第 1 項又は第 9 条第 2 項の規定による法定休日」と、同条第 3 項中「短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び介護短時間勤務法人職員」とあるのは「病院職員（病院職員就業規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する病院職員をいう。以下同じ。）」と、「前項」とあるのは「給与規程第 12 条第 1 項の規定により準用する前項」と、同条第 5 項中「次の各号に規定する時間」とあるのは「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（就業規則第 23 条第 3 項に規定する法定休日においてした勤務の時間を除く。以下次項において「超過勤務時間」という。）」と、「第 2 項（第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項」とあるのは「給与規程第 12 条第 1 項の規定により準用する第 2 項（同項の規定により準用する第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合」とあるのは「100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）」と、同条第 5 項及び第 6 項中「第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」とあるのは「給与規程第 7 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額」と、同条第 6 項中「就業規則第 36 条」とあるのは「病院職員就業規則第 13 条の規定により準用する就業規則第 36 条」と、「次の各号に規定する時間」とあるのは「超過勤務時間」と、「当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合」とあるのは「100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 2 項に規定する割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により準用する法人職員給与規程第 32 条（同条第 4 項及び第 5 項第 2 号を除く。）の規定により病院職員の勤務 1 時間当たりの超過勤務手当の額を算定する場合に

において、1円未満の端数が生じるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときはこれを切り捨てる。

- 3 病院職員の超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数の合計（超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異なる部分ごとに各別に計算するものとする。）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

（夜勤手当）

第13条 病院職員の夜勤手当については、法人職員給与規程第34条の規定を準用する。

この場合において、同条第1項中「法人職員」とあるのは「病院職員」と、同条第2項中「第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員給与規程第7条第5項に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第14条 病院職員（レジデントを除く。）の宿日直手当については、法人職員給与規程第35条の規定を準用する。この場合において、同条中「法人職員」とあるのは「地方独立行政法人東京都立病院機構病院職員就業規則第2条第1項第1号に規定する病院職員（同項第3号に規定するレジデントを除く。）」と読み替えるものとする。

- 2 病院職員のうちレジデントの宿日直手当は、理事長が別に定める。

（緊急時呼出待機手当）

第15条 病院職員の緊急時呼出待機手当については、法人職員給与規程第38条の規定を準用する。この場合において、同条中「第10条第1項第1号の給料表の適用を受ける法人職員」とあるのは「第10条第2項の表において医師給料表が適用される職種にあるもの」と「第10条第1項第2号及び第3号の給料表の適用を受ける法人職員」とあるのは「第10条第2項の表においてコメディカル給料表及び看護給料表が適用される職種にあるもの」と読み替えるものとする。

（資格手当）

第16条 病院職員の資格手当は、法人職員給与規程第10条第2項の表においてコメディカル給料表、看護給料表及び福祉・事務系給料表が適用される職種にある病院職員について、次の各号に掲げる場合に該当すると理事長が認めた場合に、当該各号に定める額を月額で支給する。

- 一 特に病院運営に資する資格を有し、当該資格を活用した業務に専従で従事している場合 50,000円

- 二 職務上有用な資格を活用し業務に従事している場合 5,000 円
- 2 前項に規定するもののほか、資格手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(看護職員処遇改善手当)

第 16 条の 2 看護職員処遇改善手当は、地方独立行政法人東京都立病院機構組織規程第 2 条の規定により設置する病院に勤務する保健師、看護師、准看護師及び看護助手に対して支給する。

- 2 看護職員処遇改善手当の月額、次に掲げる職種に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1 週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分未満の病院職員に対する看護職員処遇改善手当の額については、その勤務時間に応じて理事長が別に定める。

一 保健師、看護師及び准看護師 11,300 円

二 看護助手 3,000 円

- 3 前 2 項に規定するもののほか、看護職員処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第 4 章 賞与

(賞与)

第 17 条 病院職員の賞与は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する病院職員（理事長が別に定める職員を除く。）に対して、支給日（第 6 条の規定により準用する法人職員給与規程第 7 条第 4 項に定める支給日をいう。以下同じ。）に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した病院職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 賞与の額は、賞与算定基礎額に、100 分の 10 を乗じて得た額とする。

- 3 前項の賞与算定基礎額は、第 7 条第 1 項に規定する時間額（日額病院職員にあつては、日額）（同条第 3 項の規定による加算を行った場合にあつては、当該加算後の額とする。）に、賞与算定期間における勤務時間数（日額病院職員にあつては、勤務日数）を乗じて得た額とする。

- 4 前項の賞与算定期間については、理事長が別に定める。

- 5 理事長は、第 1 項の賞与のほか、レジデントが退職する際に、退職時賞与（第 3 項の規定の例により算定した賞与に相当する額をいう。以下同じ。）を、当該退職するレジデントに支給することができる。この場合における退職時賞与の賞与算定期間は、退職前の直近で支給された第 1 項の賞与に係る賞与算定期間の末日の翌日から当該退職の日までとする。

(賞与の不支給等)

第 18 条 法人職員給与規程第 44 条から第 46 条までの規定は、病院職員の賞与（退職時賞

与を含む。次項において同じ。)について準用する。

- 2 前条及び前項に規定するもののほか、病院職員の賞与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第5章 給与の特例等

(給与の減額等)

第19条 病院職員が、所定の勤務日数又は勤務時間数の全部又は一部について勤務しなかったときは、その勤務しなかった日数又は時間数について報酬を支給しない。

- 2 報酬の減額は、減額すべき事実のあった日の属する月又はその翌月の報酬支給の際、行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該報酬支給の際に報酬の減額をすることができない場合には、その後の報酬支給の際に報酬の減額をすることができない場合には、その後の報酬支給の際、行うことができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、病院職員に対する報酬の減額を免除する。

- 一 病院職員就業規則第13条の規定においてその規定の例によるとされる地方独立行政法人東京都立病院機構法人職員就業規則(以下「法人職員就業規則」という。)第36条第1項の規定により超勤代休時間を承認されている場合

- 二 病院職員就業規則第18条に規定する年次有給休暇を承認されている場合

- 三 病院職員就業規則第19条の規定により準用する法人職員就業規則第52条に規定する特別休暇(病院職員の区分に応じ理事長が別に定めるものを除く。)を承認されている場合

- 四 前3号に掲げる場合のほか、勤務しないことについて理事長が承認した場合

- 4 前3項に規定するもののほか、病院職員の報酬の減額については、法人職員給与規程第48条の規定の例による。

(育児休業者等の給与)

第20条 病院職員就業規則第21条第1項の承認を受けて育児休業を行う病院職員及び病院職員就業規則第22条第1項の承認を受けて介護休業を行う病院職員について、当該育児休業又は介護休業の期間中の給与については、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第21条 病院職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、病院職員就業規則第23条において準用する法人職員就業規則第58条第1項の規定による休職(以下「病気休職」という。)となったときは、病気休職の期間中、給与の全額を支給する。た

だし、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法の適用を受けて、療養のため勤務しない期間については、いかなる給与（賞与を除く。）も支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、無期転換職員及びレジデントが、心身の故障により病気休職とされたときは、病気休職の期間が1年に達するまでは、報酬、扶養手当、住居手当及び賞与のそれぞれ100分の80の額を支給する。
- 3 病院職員が、病院職員就業規則第24条の規定による休職とされたときは、その休職の期間中、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を支給する。
  - 一 当該休職の原因である災害が業務上の災害又は通勤上の災害と認められる場合 報酬、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内の額
  - 二 当該休職の原因である災害が業務上の災害又は通勤上の災害と認められない場合 報酬、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内の額
- 4 病院職員（無期転換職員及びレジデントに限る。）が、病院職員就業規則第25条第1項の規定において準用する法人職員就業規則第61条又は第62条の規定による休職とされたときは、その休職の期間中、報酬、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内の額を支給することができる。
- 7 病院職員が、病院職員就業規則第25条第1項の規定により準用する法人職員就業規則第63条の規定による休職とされたときは、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。
- 8 前7項に規定するもののほか、休職とされた病院職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（補則）

第22条 この規程に定めるもののほか、病院職員の給与に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（令和4年7月1日付 R04 病総総人第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 法人の設立の日に、東京都の会計年度任用職員又は公益財団法人東京都保健医療公社の職員から引き続いて病院職員に採用された者について、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都職員引継規程又は地方独立行政法人東京都立病院機構東京都保健医療公社職員引継規程の定めるところによる。

附 則（令和4年9月30日付 R04 病総総人第706号）

（施行期日）



1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(検討)

2 理事長は、今後の診療報酬改定の動向等を踏まえ、第16条の2に規定する看護職員処遇改善手当の取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。